

【重要】 損保大学課程コンサルティングコースの「修了」に関するお知らせ

(対象：2019年4月ならびに2020年4月開講コースの受講者)

新型コロナウイルスの感染拡大により、本教育プログラムの修了要件である集合形式のセミナーが開催できず、ご迷惑をおかけしております。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないことから、セミナーに代わる内容（以下「代替策」といいます。内容は下記1.参照）等の受講による修了や返金対応等の選択肢（下記2.参照）を用意することといたしました。

つきましては、7/28（水）までに、受講者マイページの「お問い合わせ機能」の質問内容プルダウンにある「4つの選択肢」から1つを選択いただき、必ずご回答をお願いいたします。

1. 「セミナー受講」に代わる内容：「代替策」

次の3つをもってセミナー受講の代替とします。なお、代替策によって修了する場合でも、希望によって2021年度以降に開催予定のセミナーを受講することは可能です。

(1) セミナー講義動画の視聴

(2) ディスカッション動画の視聴

(3) 受講レポートの提出

【説明内容】

- ・8月初旬に(1)(2)の動画URLをメール添付にて提供予定
- ・(1)(2)の動画を視聴後に受講者マイページの機能を使用して、受講レポート(1,000～1,500字)を提出いただく

テーマ予定：「本セミナーを受講して学んだこと、今後実践したいことについて」

- <留意事項> ・未受講科目の講師がセミナーで述べた「指定キーワード」に必ず触れる
- ・文字数は1,000～1,500字の範囲にて作成する
 - ・目指す姿と現状の課題、その具体的な解決策に触れる

提出期間：8月初旬～11/30（火）（予定） ※評価結果が不合格の場合、同テーマで再提出レポート提出、評価判定、修了番号交付、受験、認定に関するスケジュール例

2021/12月末までの認定取得のためには、9月末までの提出が必要です。

（例：9月末提出→10月末評価判定・修了番号交付→11月のCBT試験の申込→11月CBT試験合格→11月中の認定申請（所定の要件充足）⇒12月第1週にメールで認定結果を案内）

2. 「選択肢」

選択肢	概要	備考
1 「代替策」を希望する ※2021年度以降のセミナー受講は希望しない	セミナー受講に代わる「代替策」により早期に「修了」を目指す ※今後設営のセミナー（集合形式またはWEB形式）への参加は希望しない	
2 「代替策」を希望する ※2021年度以降のセミナー受講を希望する	セミナー受講に代わる「代替策」により早期に「修了」を目指す ※今後設営のセミナー（集合形式またはWEB形式）への参加を希望する	付与されるセミナー受講権利を行使する。 ※新たな提供される教材に基づき、事前課題に取り組み受講いただく
3 「代替策」を希望せず、教育プログラムの受講を継続する ※「修了」できる時期は未定	今後設営予定（時期未定）のセミナー（集合形式またはWEB形式）を受講し、「修了」を目指す	教育プログラムの在籍期間が2年を迎える場合は在籍可能期間を延長する
4 「代替策」を希望せず、教育プログラムの受講も継続しない	コンサルティングコースを退講する ※受講料69,980円について全額を返金	退講後、再度受講申込を行う場合、全てのプログラムを受講する

2021年7月15日

認定主体：一般社団法人 日本損害保険協会
指定教育機関：一般社団法人 日本損害保険代理業協会
お問い合わせ先：損害保険大学課程 教育事務センター
電話：03-6736-2531